

別記第5号様式（第7条関係）

第17-1号

一般廃棄物処分業許可証

住所 熊本市中央区水前寺3丁目3番25号
氏名 河津造園 株式会社
代表取締役 小野晃良

事業所の所在地	益城町小谷字戸次道1323番地5
事業所の名称	河津造園 株式会社
一般廃棄物の種類	木くず（草木を含む）
許可期間	平成31年（2019年）4月1日から 平成33年（2021年）3月31日まで
事業に供するすべての施設	木くずの破碎選別施設 施設の処理能力 ・固定式①：148 t / 8 h ・固化式②： 80 t / 8 h ・移動式： 456 t / 8 h
許可条件	裏面のとおり
<p>平成31年3月19日付け申請の一般廃棄物処分業については、益城町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第7条第2項の規定により許可します。</p> <p>平成31年（2019年）4月1日</p> <p>益城町長 西村 博 則</p>	



(裏面)

- 1 施設の処理能力 固定式①：148 t/8 h
 固化式②： 80 t/8 h
 移動式 ：456 t/8 h
- 2 許可業者は、下記の各号に該当する行為を行わないこと。
 - (1) 関係法令に違反する行為
 - (2) 一般廃棄物処分に際し不当の料金又は金品を要求すること
 - (3) 住民に著しく迷惑をかける行為

注意事項

- 1 この証は、他人に譲渡又は貸与しないこと。
- 2 この証の有効期間が満了し又は営業の許可が取り消されたときは、すみやかに返納すること。
- 3 営業を10日以上休止しようとするときは、休止の日前15日までに、
又廃止しようとするときは廃止の日前30日までに許可証を添えて届け出ること。